

NHK 情報公開・個人情報保護審議委員会の個人情報諮問第 25 号に対する意見

1 再検討の求めに至る経緯

本人が NHK 会長宛てに送付した平成 26 年 8 月 7 日付けの書簡に関して、本人より、「① 保管部局、保管状況、② 処理内容、処理日、実施者」について開示の求めがあった。

NHK は、会長宛ての書簡を検索できるように体系的に構成した個人情報データベース等で管理していないため、開示の求めの保有個人データは存在せず開示することができないとした。

これに対して、本人より再検討の求めがあった。

2 NHK の見解の要旨

開示の求めの保有個人データは存在しない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの保有個人データは存在しないと認められ、NHK の取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成 26 年 11 月 7 日（第 204 回審議委員会）個人情報第 25 号諮問、審議、答申